

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」新旧対照表

章	現行	改訂後	改訂理由等
第 2 章 概念			
2	<p>第 9 流動資産</p> <p>次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注 8)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受取手形 (独立行政法人の通常の業務活動において発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)</p> <p>(4) 売掛金 (独立行政法人の通常の業務活動において発生した未収入金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) 製品、副産物及び作業くず</p> <p>(6) 半製品</p> <p>(7) 原料及び材料 (購入部分品を含む。)</p> <p>(8) 仕掛品及び半成工事</p> <p>(9) 商品 (販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産 (以下「販売用不動産」という。)) を含む。以下同じ。)</p> <p>(10) 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの</p> <p>(11) 前渡金 (原材料、商品等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)</p> <p>(12) 前払費用で一年以内に費用となるべきもの (注 9)</p> <p>(13) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの (注 9)</p> <p>(14) 賞与引当金見返 (「第 8 8 賞与引当金に係る会計処理」により計上される賞与引当金見返をいう。以下同じ。)</p> <p>(15) その他</p> <p><注 8> 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について</p> <p>1 独立行政法人の通常の業務活動により発生した受取手形、売掛金、前渡金、買掛金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権及びこれに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>第 9 流動資産</p> <p>次に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。(注 8)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 受取手形 (<u>顧客 (「第 8 6 サービスの提供等による収益の会計処理」において定める顧客をいう。以下、この項及び「第 1 5 流動負債」において同じ。)</u>との契約 (「<u>第 8 6 サービスの提供等による収益の会計処理」において定める契約をいう。以下、この項及び「第 1 5 流動負債」において同じ。)</u>に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利 (当該顧客に対する法的な請求権を有するものに限る。以下「顧客との契約から生じた債権」という。)) <u>その他の独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した手形債権をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)</u></p> <p>(4) 売掛金 (<u>顧客との契約から生じた債権その他の</u>独立行政法人の通常の業務活動に基づいて発生した未収入金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)</p> <p><u>(5) 契約資産 (顧客との契約に基づくサービスの提供等の対価として当該顧客から支払を受ける権利のうち、受取手形及び売掛金以外のものをいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)</u></p> <p>(6) 製品、副産物及び作業くず</p> <p>(7) 半製品</p> <p>(8) 原料及び材料 (購入部分品を含む。)</p> <p>(9) 仕掛品及び半成工事</p> <p>(10) 商品 (販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産 (以下「販売用不動産」という。)) を含む。以下同じ。)</p> <p>(11) 消耗品、消耗工具、器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの</p> <p>(12) 前渡金 (原材料、商品等の購入のための前渡金をいう。ただし、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものを除く。以下同じ。)</p> <p>(13) 前払費用で一年以内に費用となるべきもの (注 9)</p> <p>(14) 未収収益で一年以内に対価の支払を受けるべきもの (注 9)</p> <p>(15) 賞与引当金見返 (「第 8 8 賞与引当金に係る会計処理」により計上される賞与引当金見返をいう。以下同じ。)</p> <p>(16) その他</p> <p><注 8> 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について</p>	<p>企業会計基準第 2 9 号「収益認識に関する会計基準」(改正令和 2 年 3 月 3 1 日 企業会計基準委員会)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (昭和 3 8 年大蔵省令第 5 9 号)を踏まえて修正した。また、他の箇所と表現の統一を行った。</p>

章	現行	改訂後	改訂理由等
		<p>1 独立行政法人の通常の業務活動により発生した受取手形、売掛金、前渡金、買掛金、前受金等の債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権<u>その他及びこれら</u>に準ずる債権で一年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p>	
第15 流動負債	<p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注8)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 買掛金(独立行政法人の通常の業務活動において発生した未払金をいう。以下同じ。)(新設)</p> <p>(7) 独立行政法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの</p> <p>(8) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注9)</p> <p>(9) 未払法人税等</p> <p>(10) 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をいう。以下同じ。)</p> <p>(11) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注9)</p> <p>(12) 賞与に係る引当金及びその他の引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)</p> <p>(13) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</p> <p>(14) その他</p>	<p>第15 流動負債</p> <p>次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。(注8)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 買掛金(独立行政法人の通常の業務活動に<u>基づいておいて</u>発生した未払金をいう。以下同じ。)</p> <p><u>(7) 契約負債(顧客との契約に基づくサービスの提供等の義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであつて、かつ、未だ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。)</u></p> <p>(8) 独立行政法人の通常の業務活動に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの</p> <p>(9) 未払費用で一年以内に対価の支払をすべきもの(注9)</p> <p>(10) 未払法人税等</p> <p>(11) 前受金(受注工事、受注品等に対する前受金をいう。以下同じ。)</p> <p>(12) 前受収益で一年以内に収益となるべきもの(注9)</p> <p>(13) 賞与に係る引当金及びその他の引当金(資産に係る引当金及び固定負債に属する引当金を除く。)</p> <p>(14) 資産除去債務で一年以内に履行が見込まれるもの</p> <p>(15) その他</p>	<p>企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(改正令和2年3月31日 企業会計基準委員会)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)を踏まえて修正した。</p>
第3章 認識及び測定			
第27 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>1～2 (略)</p> <p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち市場価格のあるものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p>市場価格のない株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p><注20> 時価について</p> <p>時価とは、公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。</p>	<p>第27 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 満期保有目的の債券及びその他有価証券のうち、<u>市場価格のない株式等以外のあるもの</u>について時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p>市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の費用として処理しなければならない。</p> <p><u>なお、市場において取引されていない株式及び出資金等株式と同様に持分の請求権を生じさせるものを合わせて、市場価格のない株式等という。</u></p> <p><注20> 時価について</p> <p>時価とは、公正な評価額をいう。<u>通常、それは観察可能な市場価格をいい、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額をいう。ただし、金融商品の時価と</u></p>	<p>企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(最終改正令和元年7月4日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日 企業会計基準委員会)を踏まえて修正した。</p>

章	現行	改訂後	改訂理由等
		<p><u>は、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格又は負債の移転のために支払う価格をいう。</u> い、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場に基づく価額をいう。市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場がない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。</p>	
	<p>第38 退職給付引当金の計上方法 1～5 (略) 6 年金資産の額は、確定給付企業年金等に係る年金資産を期末における公正な評価額により計算する。 7～8 (略)</p>	<p>第38 退職給付引当金の計上方法 1～5 (略) 6 年金資産の額は、確定給付企業年金等に係る年金資産を期末における時価 (公正な評価額をいう。ただし、金融商品については、算定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われると想定した場合の、当該取引における資産の売却によって受け取る価格とする。) 公正な評価額により計算する。 7～8 (略)</p>	<p>企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(最終改正令和元年7月4日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」(最終改正平成28年12月16日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日 企業会計基準委員会)を踏まえて修正した。</p>
第5章 貸借対照表			
	<p>第54 資産の表示項目 1 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(4) (略) (新設) (5) 棚卸資産 (「第9 流動資産」(5)から(10)までに掲げる資産をいう。以下同じ。) (6) 前渡金 (7) 前払費用 (8) 未収収益 (9) 賞与引当金見返 (10) その他 2～5 (略)</p>	<p>第54 資産の表示項目 1 流動資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(4) (略) <u>(5) 契約資産</u> (65) 棚卸資産 (「第9 流動資産」(65)から(110)までに掲げる資産をいう。以下同じ。) (76) 前渡金 (87) 前払費用 (98) 未収収益 (109) 賞与引当金見返 (110) その他 2～5 (略)</p>	<p>企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(改正令和2年3月31日 企業会計基準委員会)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)を踏まえて修正した。</p>
	<p>第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(9) (略) (新設) (10) 前受金 (11) 預り金 (12) 前受収益 (13) 引当金 (14) 資産除去債務</p>	<p>第56 負債の表示項目 1 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。 (1)～(9) (略) <u>(10) 契約負債</u> (110) 前受金 (121) 預り金 (132) 前受収益 (143) 引当金 (154) 資産除去債務</p>	<p>企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(改正令和2年3月31日 企業会計基準委員会)及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)を踏まえて修正した。</p>

章	現行	改訂後	改訂理由等
	<p>第80 注記 (略)</p> <p><注56> 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(8) 債券発行差額の償却方法</p> <p>(9) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>(10) 未収財源措置予定額の計上基準</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。</p>	<p>第80 注記 (略)</p> <p><注56> 重要な会計方針等の開示について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 会計方針とは、独立行政法人が財務諸表の作成に当たって、その会計情報を正しく示すために採用した会計処理の原則及び手続をいう。 なお、会計方針の例としては次のようなものがある。<u>また、消費税等の会計処理は、税込方式又は税抜方式によるものとする。</u></p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 収益及び費用の計上基準</u></p> <p><u>(98) 債券発行差額の償却方法</u></p> <p><u>(109) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準</u></p> <p><u>(110) 未収財源措置予定額の計上基準</u></p> <p><u>(12) 消費税等の会計処理</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 会計上の見積りとは、資産及び負債や収益及び費用等の額に不確実性がある場合において、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて、その合理的な金額を算出することをいう。<u>当該事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク(有利となる場合及び不利となる場合の双方が含まれる。)がある項目における会計上の見積りの内容について、国民その他の利害関係者の理解に資する情報を開示する。</u></p>	<p>企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(改正令和2年3月31日 企業会計基準委員会)、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(令和2年3月31日 企業会計基準委員会)及び会社計算規則(平成18年法務省令第13号)を踏まえて修正した。</p>
第12章 独立行政法人固有の会計処理			
	<p>第86 サービスの提供等による収益の会計処理</p> <p>独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入については、これを実現主義の原則に従い、各期の収益として計上する。(注67)</p> <p><注67> 国又は地方公共団体からの委託費の扱いについて</p> <p>独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるため、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。</p>	<p>第86 サービスの提供等による収益の会計処理</p> <p><u>1 独立行政法人がそのサービスの提供等により得た収入顧客との契約から生じた取引については、約束したサービス等の顧客への移転を当該サービス等と交換に独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することを原則とする。顧客とは、対価と交換に独立行政法人の通常の業務活動により生じたアウトプットであるサービス等を得るために当該独立行政法人と契約した当事者をいい、独立行政法人に対して対価を支払い、サービス等を直接的に受益する者が該当する。また、契約とは、法的な強制力のある権利及び義務を生じさせる複数の当事者間における取決めをいう。これを実現主義の原則に従い、各期の収益として計上する。(注67)</u></p> <p><u>2 上記による収益を認識するために、次の(1)から(5)までのステップを適用する。</u></p> <p><u>(1) 顧客との契約を識別する。</u></p> <p><u>(2) 契約における履行義務を識別する。</u></p> <p><u>(3) 取引価格を算定する。</u></p> <p><u>(4) 契約における履行義務に取引価格を配分する。</u></p> <p><u>(5) 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。</u></p> <p><注67> <u>サービスの提供等による収益の会計処理国又は地方公共団体からの委託</u></p>	<p>企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(改正令和2年3月31日 企業会計基準委員会)を踏まえて修正した。</p>

章	現行	改訂後	改訂理由等
		<p><u>費の扱い</u>について</p> <p><u>1 履行義務とは、顧客との契約において、次の(1)又は(2)のいずれかを顧客に移転する約束をいう。</u></p> <p><u>(1) 別個のサービス等（又は別個のサービス等の束）</u></p> <p><u>(2) 一連の別個のサービス等（特性が実質的に同じであり、顧客への移転のパターンが同じである複数のサービス等）</u></p> <p><u>2 取引価格とは、サービス等の顧客への移転と交換に独立行政法人が権利を得ると見込む対価の額をいう。</u></p> <p><u>3 独立行政法人が履行している場合や独立行政法人が履行する前に顧客から対価を受け取る場合等、契約のいずれかの当事者が履行している場合等には、独立行政法人は、独立行政法人の履行と顧客の支払との関係に基づき、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権を計上する。また、契約資産、契約負債又は顧客との契約から生じた債権は、適切な科目をもって貸借対照表に表示する。</u></p> <p><u>4 顧客との契約から生じる収益は、適切な科目をもって損益計算書に表示する。</u></p> <p><u>5 独立行政法人に対して国又は地方公共団体から支出された委託費については、独立行政法人のサービスの提供等の対価に該当するものであるので、他の主体からの受託収入と同様の会計処理を行う。ただし、国又は地方公共団体からの受託による収益と他の主体からの受託による収益とは区別して表示しなければならない。</u></p>	

以 上